

## 市民部

### 総務企画課

- 1 区所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- 2 区行政の推進に係る事項の調査、企画及び調整に関すること。
- 3 まちづくり戦略ビジョン及びこれに基づく実施計画並びにこれらに基づく基本的な計画の区関係部分に係る調整に関すること。
- 4 文書の收受発送及び完結文書保存に関すること。
- 5 区に係る公印の管理に関すること。
- 6 区役所集中管理自動車の使用及び維持管理に関すること。
- 7 区役所庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。
- 8 区役所出張所庁舎の維持管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(北区及び南区に限る。)
- 9 地区集会所の維持管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(北区及び南区に限る。)
- 10 区民センター、コミュニティセンター、地区センター、地区会館及びまちづくりセンター(中央区にあつては円山児童会館、桑園児童会館及び苗穂はるにれ児童会館、北区にあつては太平児童会館及び麻生児童会館、東区にあつては北光児童会館、白石区にあつては東白石児童会館、厚別区にあつては厚別南児童会館、豊平区にあつては豊平児童会館及び美園児童会館、清田区にあつては清田中央児童会館、南区にあつてはみすまい児童会館を含む。)に係る施設の維持管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(コミュニティセンターにあつては北区及び手稲区以外の区を除く。)
- 11 部所管施設に係る委託契約に関すること。
- 12 部所管公有財産の管理に関すること。
- 13 市民交流広場の管理運営に関すること(厚別区及び清田区に限る。)
- 14 防犯に係る連絡調整に関すること。
- 15 交通安全運動及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 16 区災害対策の連絡調整に関すること。
- 17 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- 18 広報誌の区版の作成及び広報誌の配布に関すること。

- 19 区民の相談及び要望等への対応の総括に関すること。
- 20 区長懇談会等区に係る集団広聴の実施に関すること。
- 21 部内の経理に関すること。
- 22 区内他部及び部内他課所の主管に属しないこと。

### 地域振興課

- 1 地域におけるまちづくり活動に係る調整に関すること。
- 2 元気なまちづくり支援事業の企画及び調整に関すること。
- 3 住民組織の振興(まちづくりセンターが所管するものを除く。)に関すること。
- 4 地区センター、まちづくりセンター(篠路まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターを除く。)及び地区会館の新築、改築等の要望に係る事務の連絡調整に関すること。
- 5 地区会館の運営に関する指導及び助言に関すること。
- 6 市民集会施設建設の補助に関すること。
- 7 各種統計調査の実施に関すること。
- 8 自衛官の募集に関すること。
- 9 まちづくりセンターにおける元気なまちづくり支援事業の企画及び実施に係る調整に関すること。
- 10 地区住民組織の振興に関してまちづくりセンターが行う事務の連絡調整に関すること。
- 11 前号に掲げるもの以外の事務に係るまちづくりセンターとの連絡調整に関すること。
- 12 地域住民の生涯学習に係る事業の企画、調整及び実施に関すること。
- 13 地域の生涯学習関係団体との連絡調整に関すること。
- 14 青少年健全育成のための各種事業の推進及び成人式に関すること。
- 15 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターに関すること(コミュニティセンターにあつては北区及び手稲区以外の区を除く。)。ただし、総務企画課並びに屯田まちづくりセンター、拓北・あいの里まちづくりセンター、清田まちづくりセンター、里塚・美しが丘まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、藻岩まちづくりセンター、手稲まちづくりセンター、新発寒まちづくりセンター及び星置まちづくりセンターの所管に係るものを除く。

- 16 公民館に関すること（豊平区に限る。）。ただし、総務企画課所管に係るものを除く。
- 17 地球に優しい街づくりを進める西区民会議の運営に関すること（西区に限る。）。
- 18 環境に関する事業の企画、運営及び関係団体との連絡調整（環境局の所管に係るものを除く。）に関すること（西区に限る。）。

#### 戸籍住民課

- 1 住民基本台帳に関すること。
- 2 住民記録に関すること。
- 3 戸籍及び戸籍の附票に関すること。
- 4 外国人住民に係る住居地の届出に関すること。
- 5 印鑑の登録及び登録証明に関すること。
- 6 身分証明、転出証明、住居表示変更証明その他諸証明に関すること。
- 7 電子署名に係る認証業務に関すること。
- 8 人口動態調査に関すること。
- 9 臨時運行許可に関すること。
- 10 学齢児童、生徒に関すること。
- 11 埋火葬の許可に関すること。
- 12 犯罪人名簿に関すること。
- 13 現金の出納及び保管に関すること。
- 14 現金の記録管理に関すること。
- 15 支出負担行為確認事務に関すること。
- 16 支出命令書の審査に関すること。
- 17 資金前渡精算事務の指導に関すること。
- 18 市税に係る諸証明書の交付に関すること（別に定めるものに限る。）。

#### 篠路出張所・定山溪出張所

- 1 住民基本台帳に関すること。
- 2 戸籍及び戸籍の附票に関すること。
- 3 印鑑の登録及び登録証明に関すること。
- 4 転出証明その他諸証明に関すること。
- 5 電子署名に係る認証業務に関すること。
- 6 臨時運行許可に関すること。
- 7 埋火葬許可に関すること。
- 8 交通安全の推進に関すること。
- 9 地区集会所の管理運営に関すること。

- 10 市税に係る諸証明書の交付に関すること（別に定めるものに限る。）。
- 11 児童手当に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 12 介護保険に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 13 敬老手帳及び敬老優待乗車証に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 14 母子保健に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 15 国民健康保険に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 16 国民年金に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 17 後期高齢者医療に関すること（篠路出張所に限る。）。
- 18 その他区長が必要と認めたこと。

#### まちづくりセンター

- 1 地区住民組織の振興及び住民組織のネットワーク化支援に関すること。
- 2 市民集会施設の建設に係る相談及び要望等の集約に関すること。
- 3 戸籍及び住民記録業務等の取次ぎに関すること（篠路まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターを除く。）。
- 4 地区に係る要望等の収集に関すること。
- 5 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関すること。
- 6 地域情報の交流及び市政情報の提供に関すること。
- 7 児童会館の管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（苗穂まちづくりセンター（苗穂はるにれ児童会館に限る。）、円山まちづくりセンター（円山児童会館に限る。）、桑園まちづくりセンター（桑園児童会館に限る。）、麻生まちづくりセンター（麻生児童会館に限る。）、太平百合が原まちづくりセンター（太平児童会館に限る。）、北光まちづくりセンター（北光児童会館に限る。）、東白石まちづくりセンター（東白石児童会館に限る。）、厚別南まちづくりセンター（厚別南児童会館に限る。）、豊平まちづくりセンター（豊平児童会館に限る。）、美園まちづくりセンター（美園児童会館に限る。）、清田中央まちづくりセンター（清田児童会館に限る。）、及び簾舞まちづくりセンター（みすまい児童会館に限る。）に限る。）。
- 8 地区センターの管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（屯田まちづくりセンター（屯田地区セン

ターに限る。)、拓北・あいの里まちづくりセンター(拓北・あいの里地区センターに限る。)、里塚・美しが丘まちづくりセンター(里塚・美しが丘地区センターに限る。)、藤野まちづくりセンター(藤野地区センターに限る。)、藻岩まちづくりセンター(もいわ地区センターに限る。)、新発寒まちづくりセンター(新発寒地区センターに限る。)及び星置まちづくりセンター(星置地区センターに限る。)に限る。)

- 9 コミュニティセンターの管理(市長が定めるものに限る。)に関する事(手稲まちづくりセンター(手稲コミュニティセンターに限る。)に限る。)
- 10 区民センターの管理(市長が定めるものに限る。)に関する事(清田まちづくりセンター(清田区民センターに限る。)に限る。)
- 11 その他区長が必要と認めた事。